

最近の公害裁判例

第10回

マンションの階上に居住する者が飼い猫の消臭のためにクレゾール等の人体に有害な薬品類を室内やベランダに散布したため、階下に居住する者が化学物質過敏症に罹患したなどとして、不法行為に基づく損害賠償請求が一部認容された事例

公害等調整委員会事務局

平成19年7月25日東京地方裁判所判決
(判例秘書登載)

【事案の概要】

Xら(X1・X2)は、Aマンション2階の居室(x居室)に居住する者である。Yらは、Aマンション3階のx居室の真上の居室(y居室)に居住する者で、y居室内で複数匹の猫を飼育していた。本件は、Xらが、Yらに対し、Yらがy居室内で飼育していた多数の猫の消臭のために、クレゾールその他の人体に有害な薬品類をy居室内やベランダに散布したため、X1は頭痛、目やのどの痛み等に襲われ、化学物質過敏症に罹患したほか、精神的苦痛を被り、X2も、頭痛、目やのどの痛み等に襲われるとともに、妻であるX1の症状を見て精神的苦痛を被ったこと等を理由として、Yらに対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

裁判所は、Yらがクレゾール水溶液を用いてy居室のベランダを拭き掃除したことが不法行為に該当し、X1について通院治療費等の損害賠償請求を一部認容したもの、X2について損害の発生が認められないとして請求を全部棄却した。

【裁判所の判断の要旨】

1 クレゾールの散布行為について

クレゾールは、消毒殺菌薬として広く用いられてはいるが、高い組織浸透性と強い蛋白変性(破壊)作用があるため、これが経口、経気道又は経皮により体内に入ると、消化管、気道、皮膚などの局所損傷のほか、肝臓、腎臓、血液、中枢神経など全身に障害が起こり得る。よって、猫の消臭目的によるクレゾールの散布に当たっては、人体にとって十分に安全な程度にまで適切な希釈を施すことはもちろん、散布の場所、方法、量等を含めて、必要かつ十分な注意を尽くす義務がある。Yらは、X1から猫の悪臭に関する苦情を受けたため、バケツ一杯の水にクレゾールを1、2滴垂らすという、要するに自分量により希釈したに過ぎず、これで丹念にベランダの拭き掃除をしたというのであり、前記注意義務に違反したというべきである。

2 その他の薬品類の散布行為について

XらがB大学C研究室に委託して、y居室ベランダに密着した場所で捕集された屋外空気を分析した結果、人体に対して有害性が高いと考えられる「m(メタ)-ジクロロベンゼン」が一定濃度検出されたこと、トルエン、ジクロロベンゼンなどの化学物質が検出されたことが認められ、Yらによる人体に有害な薬品類の散布行為があったことを疑うことも不可能ではない。しかしながら、これは、あくまでも推測の域にとどまり、Yらによるその他薬品類の散布行為があったことを認めるには的確な裏付けを欠き、Yらの散布行為を認めるには困難である。よって、Yらが、クレゾール水溶液を用いた以降、人体に有害な薬品類を散布したことを認めるには足りない。

3 因果関係及び損害について

Yらの不法行為との間で因果関係を有するX1の損害は、D病院に支払った治療費5万1,688円である。また、Aマンションでは他の居住者の迷惑とならない範囲でペットの飼育が許可されているとはいえ、Yらがy居室内で多いときには約10匹の猫を放し飼いにしたというのは、他の居住者に

対する適切な配慮を欠いた行為であること等を考慮すれば、X 1 の精神的苦痛に対してY らが責任を負うべき慰謝料は30万円が相当である。他方、X 2 の損害を的確に認めることのできる証拠はなく、X 2 のY らに対する損害賠償請求は理由がない。

【解説】

1 ペットの飼育と不法行為

今回は、ペットの悪臭対策として散布した薬剤により健康被害が発生して不法行為の成立が認められたという裁判例を取り上げました。ペットを巡る公害事例では、ペットブームを受けて多様な事例が見られるようになります、最近ではペット火葬場から発生する煙による健康被害が問題になった事例などがあります。マンション居室内でペットが飼育されている場合においては、ペットの鳴き声による騒音、糞尿の悪臭などが典型例ですが、本件のように、悪臭対策のための過度の薬剤散布が問題になったこともあります。これらのペットに関する公害において不法行為が成立するかどうかは、その他の公害における場合と同様に不法行為の各要件—(①加害行為、②故意又は過失、③他人の権利又は法律上保護される利益の侵害（違法性）、④損害の発生、⑤加害行為と損害の発生との間の因果関係)—を満たすかどうかで判断することになります。

2 過失の有無について

本件で裁判所は、上記②「故意又は過失」の要件の有無について、Y らがクレゾール水溶液でy 居室のベランダを拭き掃除した行為について、過失があったと認定しています。ここで、一般的に行為者に過失があったといえるためには、(i) 行為者が被害者に対する関係で注意義務を負っていること、(ii) 相手方が注意義務に違反する行為をしたことが必要になります。

まず、(i) の行為者が負う注意義務の具体的な内容は、個々の事案における具体的な事情によって異なり、その内容を判断するに当たっては、難しいことがあります。本件で裁判所は、クレゾールの危険性や使用目的に着目した上で、「(猫の消臭) 目的によるクレゾール散布に当たっては、人体にとって十分に安全な程度にまで適切な希釈を施すことはもちろん、散布の場所、方法、量等を含めて、必要かつ十分な注意を尽くす義務がある」と判断しています。そして、(ii) 相手方が注意義務に違反する行為をしたかどうかについて、裁判所は、Y らは、クレゾールを目分量で薄めたに過ぎず、しかも丹念にベランダの拭き掃除をしたという点で、前記のとおりの注意義務を怠ったとして、Y らに過失があったと認定しています。

3 証明責任と証明の程度

本件で裁判所は、クレゾール以外のその他薬品類の散布行為について、不法行為の成立を認めませんでした。このような裁判所の判断について、「証明責任」（あるいは「立証責任」や「挙証責任」ともいいます。）と「証明の程度」という民事訴訟における概念との関係を説明したいと思います。

本件のような不法行為に基づく損害賠償請求訴訟では、原告は敗訴しないために、原則として、不法行為の上記①～⑤の各要件に該当する具体的な事実があることを証明する必要があります。これを、「原告が証明責任が負っている」といいます。そして、その「証明の程度」は、「通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであること」が必要とされています。本件では、X らは、上記①「加害行為」の要件に該当する具体的な事実「Y らがその他薬品類を散布した」との事実について証明責任を負っており、この事実を証明するために、B大学C研究室による屋外空気質の分析結果等を証拠として提出するなど、科学的な立証を行いました。しかし、裁判所は、「Y らがその他薬品類を散布した」との事実があつたことを疑うことも不可能ではないが、あくまでも「推測の域にとどまり」「的確な裏付けを欠く」（すなわち、通常人が「Y らがその他薬品類を散布した」との事実が真実であることについて疑いを差し挟み、真実であるとの確信を持てない）として、X らの主張を認めませんでした。

判決書から窺える事情は限られていますが、マンションの階下に住むX らにとって、捕集空気の分析結果のほかに、さらに階上の住民による散布行為を示す証拠を収集して提出することは、相当難しかったのではないかと思われます（さらに、X らは、散布行為と化学物質過敏症の発症との間の因果関係という立証が難しい事実について証明責任を負っています。）。このような公害を巡る訴訟において、「通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうる」程度まで証明することが困難な場合が多いことを感じさせます。